

白土町 『人・農地プラン』

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大和郡山市	白土町 (白土町集落)	平成25年9月4日	令和3年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	47.6 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	26.8 ha
③地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	5.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.4 ha
(備考) 地区内の中心経営体は、露地野菜・施設野菜経営・水稻栽培を主としている。	

2 対象地区の課題

<p>白土町集落は、以前より施設園芸作物（イチゴ・トマト等）及び水稻栽培の盛んな地域であったが、集落内の専業農家の減少と兼業農家の増加により、専業農家は数戸となった。農業後継者については、現在のところ約半数の農家に存するが、地区内における専業農家の戸数は少数であり、これ以上増える傾向にない。また、認定農業者・認定新規就農者等の中心経営体となる担い手を増やしていくことも課題である。もともと、農業が盛んな集落であるため、保守的な考えの農業者が多く、農地中間管理機構の制度についても、完全に周知ができていない。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 集落内の農地利用については、農地バンク制度の周知を図り、機構を通じて担い手に、農地を集積・集約化していく。
- 集落外からの担い手を受け入れることも、視野に入れる。
- また、集落内において、農地を管理するための営農組織作りも将来的に考えていく。
- 集落内において、新たに認定農業者や認定新規就農者を育成し、中心経営体に位置づけていく。
- 集落内で耕作されなくなった、若しくは耕作されなくなるであろう農地については、中心経営体に集約化していく。
- 集落内の耕作放棄地は集落内で協力し解消していく。

(参 考) 中心経営体

属性	農 業 者 (氏 名 ・ 名 称)	現 状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積(a)	経営作目	経営面積(a)	農業を営む範囲
認農		水 稻・トマト ・その他野菜	7 4 7	水 稻・トマト ・その他野菜	1 0 0	郡山・平和・ 治道・昭和地区 天理市
認農		水 稻・トマト ・その他野菜	1 9 1	水 稻・トマト ・その他野菜	1 0 0	治道地区 (白土町)
認就		トマト・ キュウリ	3 0	トマト・ キュウリ	1 0	治道地区 (新庄町 ・白土町)
認就		オクラ・ スナップエンドウ・ その他野菜	7 5	水稲・オクラ スナップエンドウ・ その他野菜	3 0	治道地区 (白土町)

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○農地の貸付等の意向

現在のところ、集落内において機構貸付意向の農家は6戸、1.6haである。一方、集落内の農家であれば貸付意向の農家も6戸、1.6haある。

入作農地や土地持ち非農家が増えていることから、地区内農地の利用調整を担う営農組織を検討し、分散圃場の解消、担い手への農地集積・集約化を進めるとともに、耕作放棄地を防止するために適正な農地管理を行う。

また、営農環境を改善するため、農道の整備や水路の整備など基盤整備を検討する。

○農地中間管理機構の活用方針

新たに集落外の経営体や新規就農者を中心経営体に位置づける等、中心経営体を増やす。

集落内の農地において、それらの中心経営体に農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構を積極的に活用する。そのためには、今後、担い手がおらず、耕作されなくなった農地については、機構に順次登録していく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で、営農の継続が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるように、機構を通じて他の中心経営体への貸付を進めていく。